

三 労 基 発 0 6 1 3 第 2 号
令 和 4 年 6 月 1 3 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部長
(公印省略)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年7月25日最終改正）により示されているところですが、令和4年5月31日付けで「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第91号）が公布されたこと等に伴い、別添のとおり改正されました。

つきましては、改正の趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。